

事務連絡  
令和3年12月27日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部  
健康安全課長

事前調査結果の報告に係るリーフレットの再送付について

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第134号)による改正後の石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)第4条の2に基づく事前調査の結果等の報告については、令和4年4月1日より電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされ、改正石綿則の事前調査結果の報告に係るリーフレットを送付させていただきましたが、下記のリーフレットの内容に誤植が認められたため、改めて修正版を送付させていただきますので、お忙しい中、大変申し訳ありませんが、関係者に対する周知について、よろしくお願いいたします。

記

1 対象リーフレット

石綿の有無の事前調査結果の報告が施工業者(元請事業者)の義務になります！

2 誤植箇所

表面、「事前調査とは？」の欄の※印の行中

誤：「※2021年10月から着工する工事に適用。～」

正：「※2023年10月から着工する工事に適用。～」

